

別紙 1

関門海峡におけるジップライン可能性調査業務委託仕様書

- 1 業務名 関門海峡におけるジップライン可能性調査業務
- 2 業務目的 関門海峡におけるジップライン（以下「ジップライン」という。）は、関門エリアのキラークンテンツとして観光及び地域振興への大きな効果が期待される。この実現性を高めるため、需要動向、採算性、事業継続性などを精査し、ジップラインの事業化に向けた調査及び検討することで、資金支援企業や中核となる企業の掘り起こしを目的とする。
- 3 業務場所 下関市内ほか
- 4 業務期間 契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで
- 5 対象エリア 関門海峡を横断するルートを基本とする。
 - ・発地：下関市側（火の山を想定）
 - ・着地：北九州市側（めかり地区を想定）
- 6 業務内容
 - (1) 現状整理
 - (ア) 火の山公園再編整備計画におけるジップラインの位置づけを明確にし、計画対象地の整備状況等を整理すること。
 - (イ) 関門エリアにおける観光客の属性・動向、地域資源及び周辺観光施設の分布状況等を調査し、計画対象地が持つポテンシャルを多角的に把握すること。
 - (ウ) ジップラインの事業化に伴う関係法令等を整理し、課題等を抽出すること。
 - (エ) ジップラインの事業化に伴い、必要な関係機関及び団体等を洗い出し、ヒアリング調査を行うこと。
 - (2) 調査及び検討

経済性（採算性・収益性）、事業継続性、地域活性化等、様々な視点での調査を行うこと。

 - (ア) 類似事例

国内外におけるジップライン事業等の先進地事例を調査し、

事業スキーム、運営管理体制及び年間利用者等を調査・整理すること。

(イ) 市場性

ジップライン事業への参入が想定される民間事業者を抽出し、事業手法、リスク分担、参入条件等を把握するためのヒアリング調査を行うこと。

(ウ) 収益性

ジップライン事業について、将来の事業運営及び継続を視野に入れ、事業方式及び事業形態などを詳細に検討し、収支計画を作成すること。

(エ) 事業継続性

ジップライン事業の可否だけでなく、長期的な事業の自走性および継続性を担保するための課題を特定し、その解決策を含むロードマップを提示すること。

(オ) 地域活性化

ジップライン事業が地域経済にもたらす経済効果を試算するとともに、関門エリアの観光施設や宿泊施設等との回遊性を高める連携を検討すること。

(3) とりまとめ

(ア) 事業化の可否及び最適モデル

調査結果を総合的に勘案し、事業化の妥当性を判断すること。火の山公園の特性を最大限に活かした施設規模、コース概要及び最適な事業手法を提示すること。

(イ) 民間事業者の参入条件

ヒアリング調査等の結果を踏まえ、民間事業者が参入しやすい条件をまとめること。

(ウ) 収益構造の整理

ジップラインの利用料収入に加え、関門エリアの特性を活かした付帯事業による収益源を検討するとともに、関門エリア全体での収益最大化策を整理すること。

(エ) 事業継続性の総合評価

想定されるビジネスモデルに基づき、将来の需要変動やコスト増を想定した感度分析を行い、事業が持続可能となる採算ライン（損益分岐点）を明らかにすること。

(4) 独自提案

本業務の目的を達成する上で、効果的な独自の提案があればその内容を記載すること。

7 業務の処理

- (1) 本業務を遂行するにあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、下関市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、この業務にあたらなければならない。
- (2) 業務の円滑な遂行のため、進捗状況の報告および疑義の解消を目的とした打合せを定期的に行うこと。報告において、資料提供の指示があった際には提出をしなければならない。
- (3) 打合せの内容については、受託者が議事録を作成し、下関市の確認を得た上で提出すること。
- (4) 下関市から提供・貸与された資料等は、紛失や毀損のないよう適切に管理し、業務完了後に速やかに返却すること。
- (5) 第三者へのヒアリング等を行う際は、対象者の選定および質問項目について事前に下関市の承認を得ること。
- (6) 現地調査を行う場合は、事前に調査日時、場所等について関係機関等の承諾を得るとともに、安全管理に万全を期すこと。
- (7) 本業務を通じて知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、本業務以外の目的に使用してはならず、業務完了後も同様とする。

8 提出書類

(1) 業務計画書

本業務を開始する際は、業務の目的に沿った業務計画を立案し、取組方針、工程、実施体制等を業務計画としてとりまとめ、提出すること。

(2) 成果報告書

本業務を完了した際は、以下の内容を含む成果報告書を提出すること。

- | | |
|-----------------------|----|
| (ア) 「6 業務内容」を網羅した成果資料 | 一式 |
| (イ) 上記に伴うデータ及び図面等 | 一式 |
| (ウ) その他、下関市が必要と認めた資料 | 一式 |

9 留意事項

- (1) 成果報告書等の著作権について、著作権法第21条から第28条に定める権利（著作権（財産権））は、下関市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利（著作者人格権）について、受託者は権利行使をしないものとする。
- (2) 成果報告書の管理及び権利は、下関市に帰属し、下関市が承

諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。
(3) 成果物が仕様に反することが判明した場合には、納品後であってもデータの修正を行うこと。

10 その他

仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。